

# 第三部

## 経営革新計画の承認を受けると メリットがあります!

Q11

経営革新計画が承認されると、どのような支援措置がありますか？

A

経営革新計画の承認を受けると、低利の融資など多様な支援策を受けることができます。

### 具体的な支援策の内容

#### 保証・融資の優遇措置

(1) 信用保証の特例	20ページ
(2) 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度	21ページ
(3) 高度化融資制度	22ページ
(4) 食品流通構造改善促進機構による債務保証	23ページ

#### 海外展開に伴う資金調達の支援措置

(1) スタンドバイ・クレジット制度	26ページ
(2) 中小企業信用保険法の特例	27ページ
(3) 日本貿易保険(NEXI)による支援措置	27ページ

#### 投資・補助金の支援措置

(1) 起業支援ファンドからの投資	28ページ
(2) 中小企業投資育成株式会社からの投資	28ページ
(3) 経営革新関係補助金	29ページ

#### 販路開拓の支援措置

(1) 販路開拓コーディネート事業	30ページ
(2) 新価値創造展	31ページ

#### その他の優遇措置

特許関係料金減免制度	32ページ
------------	-------

こんなにたくさんの支援措置がありますが、  
計画の承認は支援措置を保証するものではありません。  
計画の承認後、利用を希望する支援策の実施機関の審査が必要となります。



Q11

経営革新計画が承認されると、どのような支援措置があります？

Q12

## 保証・融資の優遇措置には、どのようなものがありますか？

Q12

保証・融資の優遇措置には、どのようなものがありますか？

A

中小企業者に対する融資の制度はいろいろありますが、経営革新計画の承認を受けると、主に次の4つの保証・融資の優遇措置があります。

- (1) 信用保証の特例
- (2) 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度
- (3) 高度化融資制度
- (4) 食品流通構造改善促進機構による債務保証制度

### (1) 信用保証の特例

「信用保証」とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。本特例は経営革新計画の承認を受けた中小企業者に対して、①普通補償等の別枠設定と②新事業開拓保証の限度額引き上げを行うものです。

対象者→経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

支援内容

#### ①普通保証等の別枠設定

「経営革新計画」の承認事業に対する資金に関し、通常の付保限度額と同額の別枠を設けています。

限 度 額	通 常
普通保証	2億円(組合は4億円)
無担保保証 (うち特別小口)	8,000万円 (うち2,000万円)

+

別 枠
2億円(組合は4億円)
8,000万円 (うち2,000万円)

支援内容

#### ②新事業開拓保証の限度額引き上げ

経営革新のための事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、新事業開拓保証の対象となるもの（研究開発費用）について、付保限度額を引き上げています。

通常 2億円 → 3億円 組合 4億円 → 6億円



#### 【ここがポイント】

金融機関からの融資を受けるにあたり、信用保証協会からの債務保証を受ける際には、次の3つの保証形態があります。

- ①『普通保証』
- ②『無担保保証』（無担保）
- ③『特別小口保証』（無担保・無保証人）

なお、特別小口保証の対象者は小規模企業者であるため、従業員は20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の事業者となります。

※普通保証・無担保保証等との併用不可

（注）・他の支援策による特別枠をすでに利用されている方は、利用可能な枠が制限される場合があります。  
・計画の承認は支援を保証するものではなく、計画の承認後に別途審査が必要となります。

【問い合わせ先】 各都道府県等の信用保証協会

（一社）全国信用保証協会連合会 TEL：03-6823-1200（代表）

<http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

## (2)日本政策金融公庫の特別利率による融資制度

日本政策金融公庫では、中小企業者に対して事業に必要な資金を長期・固定で融資しています。経営革新計画に基づく事業を行うために必要な設備資金及び運転資金については金利が優遇されており、通常よりも低い利率で融資が受けられます。

### 対象者 → 経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

#### ①中小企業事業

	新事業育成資金 ※注1	新事業活動促進資金
貸付限度額	6億円	設備資金 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円)
貸付利率 ※注2	基準利率▲0.9%	基準利率▲0.65% ※注3

※注1:公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性について認定を得た者が対象となります。

※注2:貸付利率は信用リスク、融資期間等に応じた所定の利率が適用されます。

※注3:2億7千万円超及び土地に係る資金は基準利率となります。

#### ②国民生活事業

	新事業活動促進資金
貸付限度額	設備資金 7千2百万円 (うち運転資金4千8百万円)
貸付利率 ※注1	基準利率▲0.65% ※注2
担保・保証人	希望に応じて要相談 ※注3

※注1:貸付利率は、融資期間等に応じた所定の利率が適用されます。

※注2:土地にかかる資金は基準利率となります。

※注3:担保を不要とする融資なども取り扱っています。詳しくは、公庫支店の窓口までお問い合わせください。

(株)日本政策金融公庫(中小企業事業・国民生活事業)

事業資金相談ダイヤル

0120-154-505

計画の承認は支援を保証するものではなく、  
計画の承認後に別途審査が必要ですよ!  
計画の申請と並行して、関係機関に相談して  
おきましょう!



### (3) 高度化融資制度

Q12

保証・融資の優遇措置には、どのようなものがありますか？

高度化事業とは、中小企業者が共同で工場団地を建設したり、商店街にアーケードを設置する事業などに対し、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構の診断・助言を受けた上で、長期・低利で融資が受けられるものです。なお、経営革新計画に基づき下記の高度化事業を実施する組合等は、無利子になります。

**対象者** → 経営革新計画の承認を受けて、高度化事業に取り組む組合等  
(経営革新計画承認グループ事業は、4社以上の任意グループも対象)

集 団 化 事 業	生産や物流に適した場所に工場団地などをつくり、みんなで移転します。
施設集約化事業	工場などが1つに集まって、設備の整った施設をつくり、みんなで入居します。
共 同 施 設 事 業	物流センターや最新設備の研究施設など、共同で使う施設をつくります。
設 備 リース 事 業	1社では導入が難しい設備を組合で購入して、各組合員企業に買取予約付きでリースします。
企 業 合 同 事 業	中小企業者が相互に合併したり、出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図ります。
経営革新計画承認グループ事業	承認された経営革新計画に従って、新商品・新技術開発や情報収集を行うために、共同で利用する研究施設や試験機器などを設置します。
貸 付 利 率	0.45%(平成29年度の場合)又は無利子
貸 付 対 象	土地 建物 構築物 設備
償 返 期 限	据置期間を含む20年以内であって、都道府県が適当と認める期限
据 置 期 間	3年以内
貸 付 割 合	貸付対象施設の整備資金の80%以内

【問い合わせ先】 都道府県担当部局(53ページ参照)  
中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業企画課  
TEL: 03-5470-1528

#### (4) 食品流通構造改善促進機構による債務保証

食品製造業者等は、経営革新計画の実行にあたり、金融機関から融資を受ける際に、食品流通構造改善促進機構による債務保証を受けられます。

**対象者 → 経営革新計画の承認を受けた食品製造業者等に該当する中小企業者及び組合等**

支援内容	
保証限度額	6億5千万円
保証料率	食品流通改善促進機構所定の料率
対象資金	承認経営革新計画の実施に必要な設備資金並びに同事業の維持発展に必要な試験研究費、試作費、市場調査費等の運転資金
保証期間	設備資金20年以内(うち据置期間は最長3年)、運転資金5年以内

【問い合わせ先】 公益財団法人 食品流通構造改善促進機構 基金推進グループ

TEL : 03-5809-2176



#### お役立ち情報

未来の企業★応援サイト

ミラサポ <https://www.mirasapo.jp/>

公的機関の支援情報・支援施策の情報提供や、経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場を提供する、中小企業・小規模事業者の未来を応援するサイトです。ぜひご活用ください。

#### ✓ 支援情報提供

- ・国や都道府県・市町村の支援情報を「施策マップ」で検索・比較・一覧ができます。
- ・公募情報やイベント情報などを分かりやすく提供し、メールマガジンでも配信します。

#### ✓ コミュニティ

- ・中小企業者等が先輩経営者や専門家との情報交換ができる場(コミュニティ)を提供します。
- ・ユーザーが自らの課題に応じて、新たなコミュニティを作ることもできます。

#### ✓ 専門家相談

- ・分野ごとの専門家のデータベースを整備し、その中からユーザーが自らの課題に応じた専門家を選んで、コミュニティ上で情報交換したり、支援機関を通して派遣を受けたりできます(3回まで無料)

Q13

海外展開に伴う資金調達の支援措置には、どのようなものがありますか？

A

中小企業者が承認経営革新計画に従って海外において経営革新のための事業を行う場合、以下の資金調達支援を受けることができます。

- (1) スタンドバイ・クレジット制度（株式会社日本政策金融公庫法の特例）
- (2) 中小企業信用保険法の特例
- (3) 日本貿易保険（NEXI）による支援措置

（注）計画の承認は支援を保証するものではなく、計画の承認後に別途、各支援機関による審査が必要になります。

#### 現地子会社の資金調達支援

日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を通じ、中小企業者の外国関係法人等の現地通貨建ての円滑な資金調達を支援します。

#### 海外展開のための国内における資金調達支援

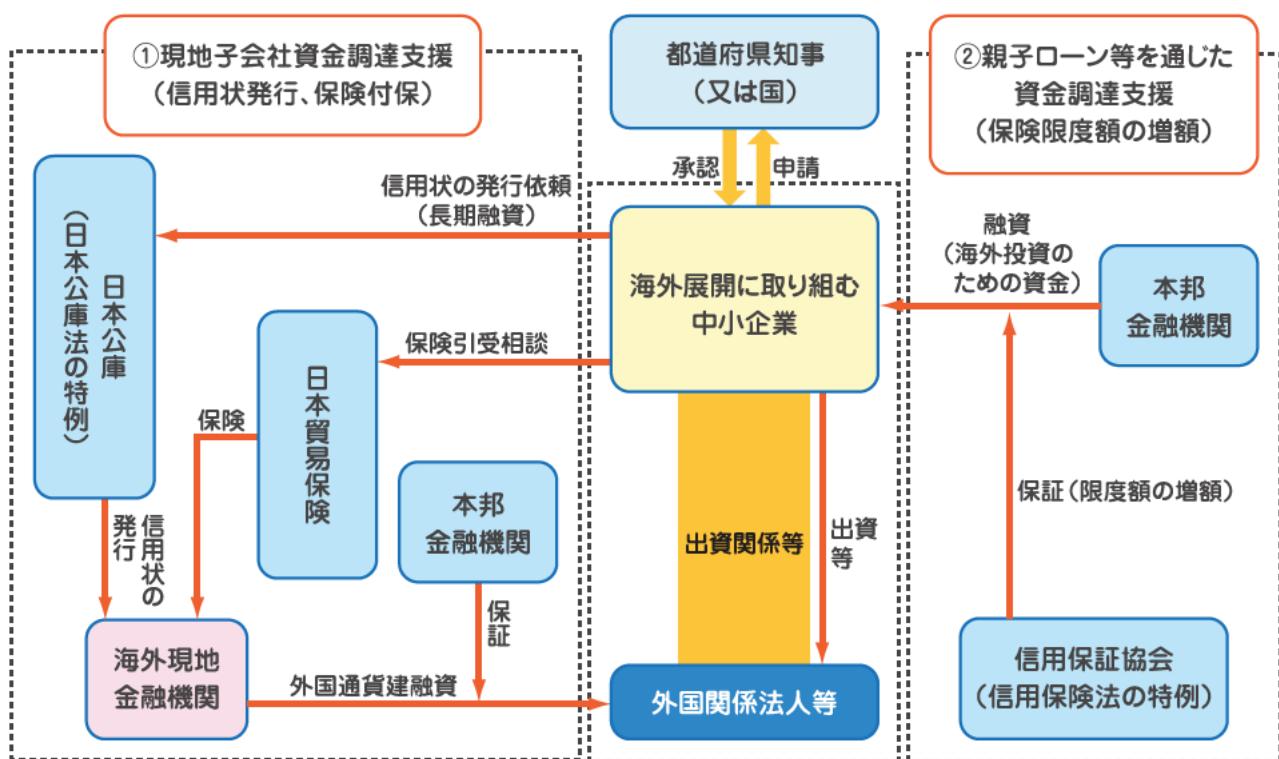
中小企業信用保険法の保険限度額の増額により、日本企業が海外展開を図る際に、外国法人を設立した場合における出資、貸付に要する資金調達を支援します。

（注）「外国関係法人等」とは、中小企業者または組合等がその経営を実質的に支配している関係にある外国の法人又は団体のことです。具体的には、中小企業者等と以下のイからハの関係にある外国の法人又は団体等が該当します。詳細は承認申請先（各都道府県または経済産業局）または各支援機関までお問い合わせください。

	株式等の総数又は総額の一定水準	役員数の占める一定比率
イ	50%以上	（条件なし）
ロ	40%以上50%未満	役員50%以上
ハ	20%以上40%未満かつ筆頭株主	役員50%以上

海外展開に伴う資金調達の支援措置には、どのようなものがありますか？

## [海外資金調達支援の概要図]



### 【ここがポイント】

①は、海外の子会社が、設備や原材料購入等の代金を現地で決済するため必要な資金を、現地の金融機関から現地の通貨で借り入れしやすくするものです。

②は、国内の親会社が、海外に子会社を設立したりするときに必要な資金を、国内金融機関から借り入れしやすくするものです。

詳しい支援内容は次ページ以降をご確認ください。

いずれの場合も、各支援機関には申請の準備と並行して相談しておきましょう。



### (1) スタンドバイ・クレジット制度(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

中小企業者の外国関係法人等が、現地(海外)の金融機関から期間1年以上の長期資金を借入する際に、日本政策金融公庫が信用状を発行しその債務を保証する制度です。本制度により、外国関係法人等による海外での現地通貨の円滑な調達を支援します。

**● 対象者 → 承認を受けた経営革新計画に従って、海外展開に取り組む中小企業者及び組合等**

#### ● 支援内容

日本政策金融公庫法の特例に基づく債務保証制度		
保証の方法	信用状(スタンドバイ・クレジット)の発行	
補償限度額	一法人あたり4億5千万円	
補償料率	日本公庫所定の料率	
保証の対象となる貸付金債権(海外金融機関の融資内容)	資金用途	設備資金及び長期運転資金
	融資期間	1年以上5年以内
	貸付金債権の相手方(債務者)	経営革新計画の承認を受けた中小企業者(海外支店)またはその外国関係法人等

【問い合わせ先】 日本政策金融公庫 中小企業事業 各支店  
事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

## (2) 中小企業信用保険法の特例

中小企業者が国内の金融機関から海外直接投資事業に要する資金の融資を受ける際、承認を受けた経営革新計画に従って海外において事業を行う中小企業者及び組合等については、海外投資関係保証の限度額を引き上げています。

**● 対象者 → 海外直接投資事業を伴う経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等**

### 支援内容 海外投資関係保証の限度額の引き上げ

経営革新のための事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、海外投資関係保証の対象となるものについて、付保限度額を引き上げています。

**通常 1企業：2億円 → 特例 1企業：3億円  
1組合：4億円 1組合：6億円**

【問い合わせ先】 各都道府県等の信用保証協会  
(一社)全国信用保証協会連合会 TEL: 03-6823-1200(代表)

## (3) 日本貿易保険(NEXI)による支援措置

中小企業者の外国関係法人等が、現地(海外)の金融機関から借り入れを行う際に、地銀等の保証に加え、株式会社日本貿易保険(NEXI)が、海外事業資金貸付保険を付保する制度です。本制度により、外国関係法人等による海外での現地通貨の円滑な調達を支援します。

**● 対象者 → 海外展開に取り組む中小企業者及び組合等**

### ● 支援内容

貿易保険法に基づく支援制度		
保 険 の 種 類	海外事業資金貸付(貸付金債権等)	
保険引受限度額	上限の定めは特になし	
保 険 料 率	日本貿易保険所定の保険料率	
保険の対象となる貸付金債権(海外金融機関の融資内容)	資 金 使 途	設備資金及び運転資金
	貸付金債権の相手方(債務者)	中小企業者の外国関係法人等

※経営革新計画の承認を受けていなくともご利用になれます。

【問い合わせ先】 (株)日本貿易保険 営業第二部  
TEL: 03-3512-7675

Q14

## 投資を受けたいのですが、どのようなものがありますか？

A

(1) 起業支援ファンドからの投資 (2) 中小企業投資育成株式会社からの投資  
があります。

### (1) 起業支援ファンドからの投資

ベンチャー企業等への投資の円滑化を目的として民間のベンチャーキャピタル等が運営するベンチャーファンド（投資事業有限責任組合）へ中小企業基盤整備機構が出資を行い、当該ファンドがベンチャー企業等へ投資を行うことにより、資金調達支援及び経営支援を行います。起業支援ファンドは、主に創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業等へ投資を行うファンドです。

**対象者** → 創業又は成長初期段階の有望なベンチャー企業等

#### ● 支援内容

主に株式や新株予約権付社債等の取得による資金提供、加えて踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を行います。

【問い合わせ先】 中小企業基盤整備機構ファンド事業部ファンド企画課 TEL: 03-5470-1672

### (2) 中小企業投資育成株式会社からの投資

原則、資本金の額が3億円以下の株式会社が、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることによって、自己資本の充実とその健全な成長発展を図ることができます。

**対象者** → 経営革新計画の承認を受けた資本金の額が3億円超の株式会社も対象

中小企業等経営強化法に基づく承認経営革新計画に従って、経営革新のための事業を行うために設立する株式会社および経営革新のための事業を行う株式会社の資本金の額が3億円を超える場合であっても投資対象になります。

#### ● 投資の内容

- ① 会社の設立に際し発行される株式の引受け
- ③ 新株予約権の引受け

- ② 増資株式の引受け
- ④ 新株予約権付社債等の引受け

※なお、中小企業投資育成株式会社から投資を受けた会社は、必要に応じ追加投資も受けられます。

#### ● 育成事業（コンサルテーション事業）

中小企業投資育成株式会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を引き受けている投資先企業からの依頼により、信頼できるパートナーとして、各種個別経営相談に応じています。



#### 【ここがポイント】

経営革新計画の承認を受けることにより、原則対象外の資本金の額が3億円を超える株式会社も対象になります。

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただいた後、審査を経て投資の可否が決定されます。

【問い合わせ先】

東京中小企業投資育成株式会社  
名古屋中小企業投資育成株式会社  
大阪中小企業投資育成株式会社

TEL:03-5469-1811(本社)  
TEL:052-581-9541(本社)  
TEL:06-6459-1700(本社)  
TEL:092-724-0651(九州支社)

Q15

## 経営革新への取り組みに対して、補助金はありますか？

A

平成17年度まで国と都道府県がそれぞれ1/3ずつ計2/3を限度として補助する経営革新補助金がありました。しかし、都道府県によっては、引き続き経営革新画承認企業に対して、直接補助する制度がありますので、都道府県担当部局にお問い合わせください。

また、経営革新計画の承認の有無にかかわらず、国から技術開発、販路開拓等のために直接補助する制度がありますので、経済産業局担当課にお問い合わせください。

**【問い合わせ先】** 都道府県担当部局(53ページ参照)  
地方経済産業局(53ページ参照)

経営革新への取り組みに対して、補助金はありますか？



## お役立ち情報

中小企業ビジネス支援ポータルサイト

J-Net21 <http://j-net21.smrij.go.jp/>

中小企業施策の情報を中心に、企業事例集や経営に役立つ情報をインターネットで提供します。公的支援機関による中小企業向けの資金制度を簡単に検索できるコンテンツ「資金調達ナビ」では、補助金・助成金・融資といった制度別はもちろん、都道府県別にも検索可能です。また、「支援情報ヘッドライン」では、経営に役立つ支援情報を全国から収集して掲載中。経営革新に役立つセミナーなども探すことができます。情報は毎日更新!ぜひご活用ください。

**【問い合わせ先】** 中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課 TEL : 03-5470-1519

Q16

販路開拓を行う場合に、何か支援措置はありますか？

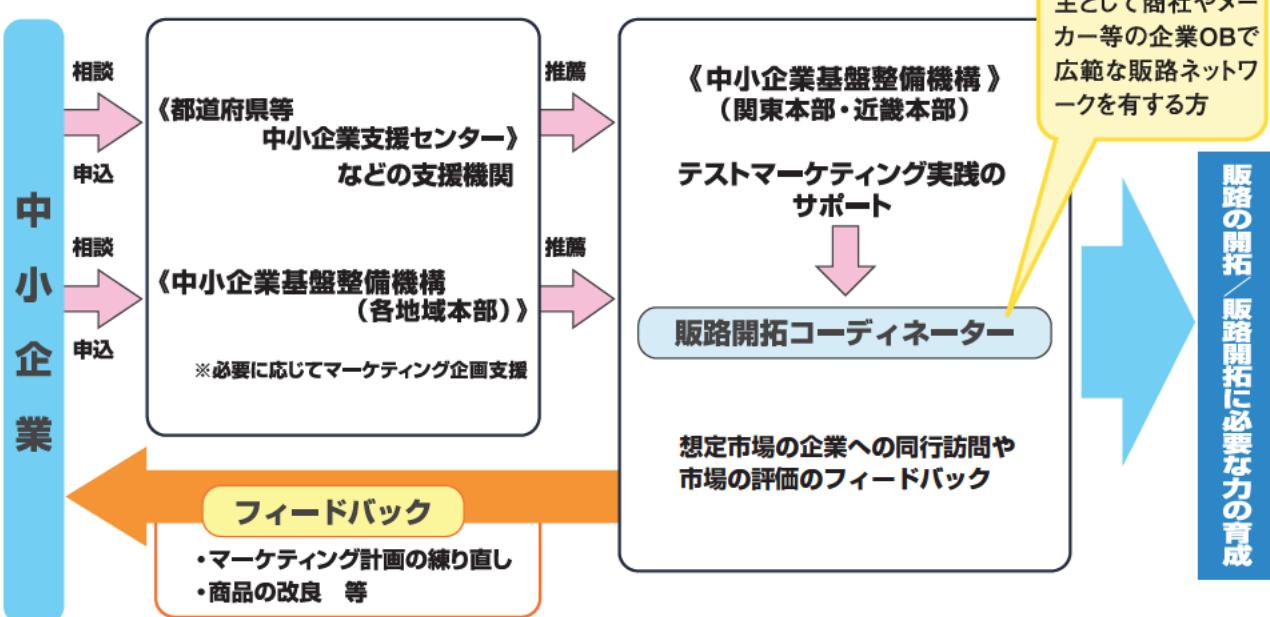
A

(1) 販路開拓コーディネート事業 (2) 新価値創造展  
があります。

## (1) 販路開拓コーディネート事業

大規模なマーケットである首都圏・近畿圏の市場をターゲットとした、経営革新計画承認企業等の販路開拓を促進するため、中小企業基盤整備機構（関東本部・近畿本部）に、商社・メーカー等の企業OBを販路開拓コーディネーターとして配置し、新商品・新サービスを持つ企業のマーケティング企画から首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までを支援します。

**対象者** → 経営革新計画の承認を受けた中小企業者、  
または、首都圏・近畿圏を市場とする優れた新商品・  
新サービスの販路開拓を目指す中小企業者等



## 【ここがポイント】

- ◆この事業を希望する場合は、まず、都道府県等中小企業支援センターなどの支援機関又は中小企業基盤整備機構(各地域本部)にご相談ください。(新規性等の一定の要件を満たす必要があります、ご希望に添えないこともあります。)
- ◆販路開拓支援活動の実施に際して、一部費用は申込企業の負担となります。
- ◆この事業は、販売代行や販売代理を行うものではありません。

【問い合わせ先】 中小企業基盤整備機構(各地域本部)

がんばる中小企業「経営相談ホットライン」

TEL : 0570-009-111 (受付時間：平日9:00～17:00)

都道府県等中小企業支援センター(53ページ参照)

## (2) 新価値創造展(中小企業総合展)

新価値創造展は、中小企業・ベンチャー企業が自ら開発した優れた製品・技術・サービスを展示・紹介することにより、販路開拓、業務提携といった企業間の取引を実現するビジネスマッチングの機会を提供するイベントです。

**対象者** → 自ら開発した製品・技術・サービスを保有し、ビジネスマッチングを希望する中小企業・ベンチャー企業  
応募者の中から書面審査により出展者を決定します。  
※経営革新計画の承認を受けていると、審査において評価の対象となります。

主 催	独立行政法人 中小企業基盤整備機構		
イ ベ ン ト の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出展企業が自社の新商品・技術・サービスをブース出展します。</li> <li>○出展企業が自社の新商品・技術・サービスをプレゼンテーションで紹介します。</li> <li>○社会・経済・政策のトレンドや展示会開催テーマに関連した講演・セミナーを開催します。</li> <li>○海外展開に役立つ海外展開セミナーと相談会を開催します。</li> </ul>		
出 展 料	<p>有料です。 出展料とは別に、商談用テーブル・イスなどの備品リース料、電気工事及び使用料、仮設電話回線工事及び使用料等の実費がかかります。</p>		
開 催 時 期 及 び 場 所	平成30年11月14日～16日(予定) 東京ビッグサイト東2・3ホール(予定)		
出 展 申 込	詳細が決まり次第HPに掲載いたします。		
直 近 の 開 催 実 績	平成29年11月15日～11月17日 東京ビッグサイト東7・8ホール	出展者数 576社・43機関	延べ来場者数 35,129人

また、新価値創造展とは別に、通年開催のウェブ上での展示会「新価値創造NAVI」を行っています。時間や場所に制限のないマッチングイベントとなっており、より一層の販路開拓拡大にお役立ていただけます。出展料は無料です。詳細はホームページをご覧ください。<http://shinkachi.smrj.go.jp/navi/>



【問い合わせ先】 中小企業基盤整備機構販路支援部 販路支援課 TEL: 03-5470-1525

Q17

特許を取得する場合に、何か優遇措置はありますか？

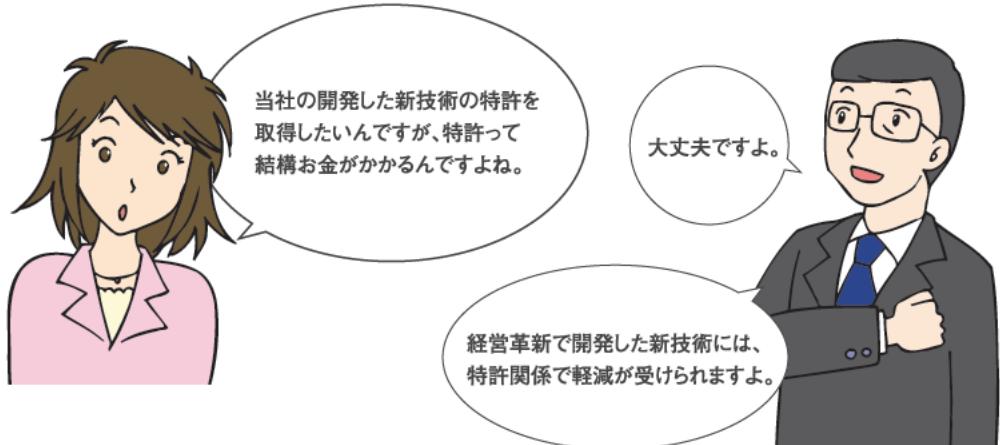
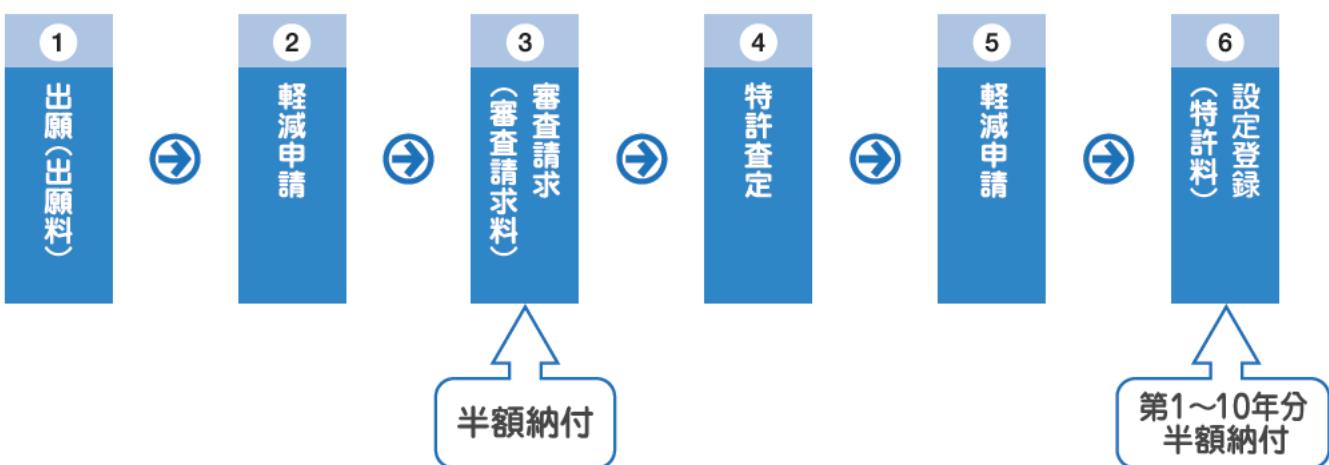
Q17

A

特許関係料金減免制度があります。これは、経営革新計画における技術に関する研究開発について、特許関係料金が半額に軽減される制度です。  
対象となる特許関係料金は、次のとおりです。

- ・審査請求料
- ・特許料（第1年～第10年分）

**対象者** → 承認経営革新計画における技術開発に関する研究開発事業の成果について、特許出願を行う中小企業者  
(経営革新計画開始から計画終了後2年以内の出願が対象)



<本制度、手続の詳細（申請様式、必要書類等）>

[https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho24\\_4.htm](https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho24_4.htm)

【問い合わせ先】 経済産業省産業技術環境局総務課 TEL:03-3501-1773

Q18

経営革新計画の作成をするためには、誰に相談したらよいですか。  
また、承認後、計画を実施するためには、誰に相談したらよいですか？

A

都道府県の担当部局の他に次のような支援センターや相談窓口がありますので、ぜひご利用ください。

### 都道府県等中小企業支援センター

都道府県等中小企業支援センターでは中小企業の経営全般に知見を有する民間人材であるプロジェクトマネージャー等を配置し、商工会、商工会議所等の中小企業関係団体や政府系金融機関等の他の中小企業支援機関と連携し、中小企業者の方が抱える問題に、ここに来れば問題解決の糸口が見つかるよう、相談窓口、専門家継続派遣、情報の提供等、ワンストップサービス型の支援を実施しています。

【問い合わせ先】 お問い合わせは53ページをご覧ください。

### 認定経営革新等支援機関

国が認定した、財務及び会計等の専門知識及び中小企業に対する支援実務経験を有する「経営革新等支援機関」が、経営革新等を行おうとする中小企業の経営資源の内容、財務内容等の分析、事業計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業実施に関する指導及び助言を行います。これまで認定した経営革新等支援機関は、全国で27,811機関(平成30年2月現在)となっており、税理士、公認会計士、弁護士、商工会、商工会議所、中小企業診断士、金融機関等が認定されています。なお、お近くの認定経営革新等支援機関については中小企業庁や中小企業基盤整備機構のホームページで検索することが出来ます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

[http://www.smrj.go.jp/shienkikan\\_search/search.php](http://www.smrj.go.jp/shienkikan_search/search.php)

### よろず支援拠点

「よろず支援拠点」は、国が各都道府県に設置する経営相談所です。

売上拡大や経営改善などの様々な経営課題に対する専門家を各拠点に配置しており、中小企業・小規模事業者の経営上の悩みに親身に耳を傾け、適切な解決策をご提案するとともに、成果ができるまでフォローアップします。お近くのよろず支援拠点については以下のホームページよりご確認ください。<http://www.smrj.go.jp/yorozu/index.html>

### 中小企業基盤整備機構

全国9つのブロックに設置している、中小企業基盤整備機構各地域本部では、専門家相談窓口、専門家の派遣事業、施策情報の提供等、様々な支援事業を実施しています。

また、がんばる中小企業「経営相談ホットライン」を開設しています。全国どこからでも、TEL: 0570-009111(受付時間:平日9:00~17:00)にかけていただければ、最寄りの中小企業基盤整備機構各地域本部につながり、経営に関するアドバイスを受けることができます。